

(資料—3)

特別講習実施要領

1. 目的

「現場代理人・上級現場代理人」・「作業班長」制度は送研共通の資格であるため他支部で資格認定を受けた者は、送研中部支部では「現場監督者」と同等の資格者として受け入れする。ただし、他支部で認定を受けた現場代理人、上級現場代理人、作業班長は、当該工事件名の開始前に「特別講習」を受講するものとする。

この要領は、「特別講習」の運用について定める。

2. 受講対象者

受講対象者は、「現場監督者」資格認定を受けていない他支部の「現場代理人・上級現場代理人」・「作業班長」資格認定者で、中部電力パワーグリッド株式会社（以下「中部電力 PG」という）発注の工事に従事する者とする。

3. 特別講習の実施方法

特別講習の実施運用は、元請会社の教育管理者が行う。

① 講師

「特別講習」の講師は、別に定める「特別講習トレーナー」（以下、トレーナーという）資格を有する者が行う。

② 講習時期

現場代理人、上級現場代理人、作業班長が、当該工事に従事する前に実施する。

③ 講習内容および教材

中部電力 PG 独自の諸規制（管理、保守組織、事故時の措置、回線、総配列の呼び方など）および現場監督者としての任務を遂行するにあたって必要な取り決め事項を教育する。

教材は、「現場監督者安全講習会テキスト」（送研中部支部）などを使用する。

④ 講習時間

講習は、3時間程度とする。

⑤ 講習の記録

トレーナーは、「特別講習」を実施した受講者、講師および講習の日時、場所、講習内容などについて「特別講習実施記録」を作成保管する。（保管期間は3年間）

⑥ 受講証明書の発行

トレーナーは、所定の「特別講習」を受講した現場代理人、上級現場代理人、作業班長に対して「講習終了書」を交付する。

4. 受講および認定の手続き

- ① 「特別講習」を受講する必要がある現場代理人、上級現場代理人、作業班長は、「特別講習受講申込書」と、他支部で認定をうけた「資格認定証」を添付して、元請会社の教育管理者に受講の申込みをする。
- ② 講師(トレーナー)は、申込書の記載事項、認定書の記載内容に間違いがないことを確認後、所定の「特別講習」を実施し、講義の受講状況などから総合的に判断して適当と認められたものに「講習終了証」を交付する。
- ③ 現場責任者は、「現場責任者および現場監督者届」に「講習終了証」を添付し、中部電力 PG の施工担当箇所長へ提出する。

5. 認定の有効期間

認定期間は、原則として当該件名の工事期間内とする。

6. 要領の改訂

本要領の改訂が必要となった場合は、送研中部支部資格認定選考委員会で検討し教育部会で審議したのち改訂する。

制定・改訂履歴

年月	概要
H 2. 3.20	「特別講習トレーナー研修会」として制定 ・送研本部「作業班長」資格認定制度の導入に伴い制度
H15. 3.24	「特別講習トレーナー研修会」改訂 ・送研本部「教育並びに資格認定要項（架空送電線路工事従事者用）」改訂に伴い改訂（上級現場代理人制度の新設など）
H27. 3.26	「特別講習トレーナー研修会」改訂 ・字句修正
2020. 5.25	中部電力 PG 発足に伴う社名変更